

長野県医学生修学資金貸与規程（昭和 50 年長野県告示第 108 号）

（趣旨）

第 1 条 この規程は、県内における医師の確保を図るため、将来県内のへき地医療機関、保健所又は公立病院若しくは公的病院等の医師として勤務しようとする者に対し、予算の範囲内で医学生修学資金（以下「修学資金」という。）を貸与することについて必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この規程において「へき地医療機関等」とは、次に掲げる県内の医療機関であつて、知事が指定するものをいう。

- (1) へき地保健医療対策等実施要綱（平成 13 年 5 月 16 日付け厚生労働省医政発第 529 号厚生労働省医政局長通知）に規定するへき地診療所又はへき地医療拠点病院
- (2) 地域保健法（昭和 22 年法律第 101 号）に基づく保健所
- (3) 長野県立総合リハビリテーションセンター条例（昭和 49 年長野県条例第 31 号）に基づく長野県立総合リハビリテーションセンター
- (4) 地方独立行政法人長野県立病院機構、市町村、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 284 条第 1 項に規定する地方公共団体の組合、地方独立行政法人長野市民病院、日本赤十字社、長野県厚生農業協同組合連合会又は独立行政法人国立病院機構が設置した病院
- (5) その他知事が特に必要と認める医療機関（医師法（昭和 23 年法律第 201 号）第 16 条の 2 第 1 項の規定による臨床研修又は 3 年を限度として知事が必要と認める医師の専門性に関する研修（以下「専門研修」という。）を受ける場合に限る。）

（貸与対象者）

第 3 条 修学資金の貸与を受けることができる者は、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に規定する大学（以下「大学」という。）において、医学を専攻する学生であつて、将来、県内のへき地医療機関等の医師として勤務しようとする者とする。

（修学資金の額）

第 4 条 修学資金の貸与の額は、月額 20 万円とする。ただし、知事が特に認める場合は、別に定める。

（貸与の期間）

第 5 条 修学資金の貸与の期間は、貸与を決定された日の属する年度の 4 月から大学を卒業した日の属する年度の 3 月までとする。

(貸与の申請)

第6条 修学資金の貸与を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、長野県医学生修学資金貸与申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)に次の各号に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- (1) 大学入学後の学業成績証明書(入学1年目の者にあつては、出身高等学校長の発行する学業成績証明書)
- (2) 健康診断書
- (3) 大学の学長又は学部長の推薦書(様式第2号)
- (4) 連帯保証人の印鑑登録証明書
- (5) その他知事が必要と認める書類

(連帯保証人)

第7条 申請書は、連帯保証人2名を立て、申請書にその連署を得なければならない。この場合において、連帯保証人は、独立して生計を営む成年者でなければならない。

- 2 申請者が未成年であるときは、前項の保証人のうち1人はその者の法定代理人でなければならない。

(貸与の決定)

第8条 知事は、申請書を受理したときは、審査をし、適当と認めるときは、修学資金の貸与を決定するものとする。

- 2 知事は、前項の規定により貸与を決定したときは、その旨を長野県医学生修学資金貸与決定通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

(誓約書)

第9条 前条第2項の規定による決定通知を受けた者(以下「修学生」という。)は、速やかに誓約書(様式第4号)を知事に提出しなければならない。

(修学資金の交付)

第10条 修学資金は修学生の請求により毎年5月、7月、10月及び1月に当該四半期に係る分を本人に交付するものとする。ただし、知事が必要と認めたときは、当該交付に係る年度分に限り2以上の四半期に係る分をあわせて交付することがある。

- 2 前項の規定による請求は、毎年、長野県医学生修学資金交付請求書(様式第5号)を知事に提出して行うものとする。

(学業成績表及びその他の知事が定める書類の提出)

第11条 修学資金の交付を受けた者(以下「被貸与者」という。)は、大学の在学期間においては、毎年4月末日までに、前年度末における学業成績表及びその他の知事が定める書類を知事に提出しなければならない。

(貸与の停止)

- 第12条 被貸与者が休学し、又は停学の処分を受けたときは、その事実の発生した日の属する月の翌月分から復学した日の属する月の分まで修学資金の貸与を停止する。
- 2 被貸与者が同一の学年を重ねて履修すること（以下「留年」という。）となつたときは、当該履修することとなつた期間の分については、修学資金の貸与を停止する。
 - 3 被貸与者が正当の理由なくして前条に規定する学業成績表及びその他の知事が定める書類を提出しないときは、貸与を一時停止することがある。
 - 4 前3項の規定により貸与を停止された者が、復学し、進級し、又は当該書類を提出した場合は、修学資金の貸与を再開する。
 - 5 知事は、第1項から第3項までの規定により貸与を停止するときは長野県医学生修学資金貸与停止通知書（様式第6号）により、また、前項の規定により貸与を再開したときは長野県医学生修学資金貸与再開通知書（様式第7号）により、その旨を本人に通知するものとする。
 - 6 第1項又は第3項の規定による停止があつた場合において、既に当該停止月まで貸与された修学資金があるときは、その資金を当該被貸与者が復学し、又は停止の解除があつた日の属する月の翌月以降分として貸与されたものとみなす。

(決定の取消し)

- 第13条 被貸与者が大学の在学期間において次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、第8条第1項の規定による決定を取り消すものとする。
- (1) 退学したとき
 - (2) 心身の故障のため修学を継続する見込みがなくなつたと認められるとき。
 - (3) 学業成績が著しく不良になつたと認められるとき。
 - (4) 死亡したとき。
 - (5) 修学資金の貸与を受けることを辞退したとき。
 - (6) 将来、勤務若しくは研修等の義務の生じる他の奨学金等の貸与を新たに受けた又は受けていることが明らかになつたとき。
 - (7) この規程に定める義務を怠つたとき。
 - (8) その他修学資金貸与の目的を達成する見込みがなくなつたと認められるとき。
- 2 知事は、前項の規定により貸与の決定を取り消したときは、長野県医学生修学資金貸与取消通知書（様式第8号）により、その旨を本人に通知するものとする。

(返還債務の当然免除)

- 第14条 知事は、被貸与者が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、修学資金の返還及び利息の支払債務（以下「返還債務」という。）を免除する。
- (1) 医師の免許を取得し、直ちに知事が指定するべき医療機関等における業務に従事（次に掲げる研修を受けることを含む。以下同じ。）し、当該従事した期間が、修学資金の貸与を受けた期間（以下「貸与期間」という。）の2分の3に相当する期間に達し

たとき。ただし、大学を卒業した日から起算して2年以内に医師の免許を取得した場合に限る。

ア 臨床研修のうち県内で受けるもの

イ 専門研修のうち県内で受けるもの

(2) 前号に規定する従事期間中に業務上の理由により死亡し、又は業務上に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなつたとき。

2 知事は、被貸与者が、前項第1号に規定する従事期間中に業務上以外の理由により死亡し、又は業務上以外に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなつたときは、従事期間を貸与期間の2分の3に相当する期間で除して得た数を返還債務の額に乗じて得た額（返還履行期の到来していないものに限る。）を免除する。

3 前2項に規定する従事期間の計算は、へき地医療機関等の職員となり、かつ、医師となつた日の属する月から当該職員でなくなつた日の属する月までの月数により行うものとし、当該期間中に休職（業務に起因する休職を除く。）、停職又は専門研修（第1項第1号イに掲げる研修を除く。）の期間がある場合は、これらの期間の開始の日の属する月から終了の日の属する月までの月数を控除するものとする。

4 第1項又は第2項の規定により修学資金の返還債務の免除を受けようとする者は、長野県医学生修学資金返還免除申請書（様式第9号）を知事に提出しなければならない。

5 知事は、前項の規定により提出された返還免除申請書の内容が適当と認められるときは、長野県医学生修学資金返還債務免除通知書（様式第10号）により、その旨を本人に通知するものとする。

（返還）

第15条 被貸与者が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、知事の指定する期日までに、貸与を受けた修学資金の額に、貸与を受けた日の翌日から当該各号に掲げる事由が生じた日までの日数に応じ年10パーセントの割合で計算した利息を加えた額の全部を一括で返還しなければならない。ただし、経済的理由による特別な事情があると認められる場合には、分割で返還することができる。

(1) 第13条第1項の規定による取消しがあつたとき。

(2) 大学を卒業した日から2年以内に医師免許を取得しなかつたとき。

(3) 医師の免許を取得した後、直ちに知事が指定するへき地医療機関等における業務に従事しなかつたとき（災害、疾病その他やむを得ない理由があると認められる場合を除く。）。

(4) 知事が指定するへき地医療機関等における業務に従事しなかつたとき（専門研修（前条第1項第1号イに掲げる研修を除く。）を受ける場合又は災害、疾病その他やむを得ない理由があると認められる場合を除く。）。

（返還債務の裁量免除）

第16条 知事は、被貸与者が死亡し、又は心身の故障その他やむを得ない理由により返還

債務を履行することができなくなった場合において、特に必要があると認めるときは、当該返還債務の全部又は一部を免除することができる。

2 第14条第4項及び第5項の規定は、前項に規定する免除の場合に準用する。

(返還の猶予)

第17条 知事は、被貸与者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に掲げる事由の継続する期間に限り、返還債務の履行を猶予することができる。

(1) 第13条(第1項第5号を除く。ただし、同項各号に該当することを予期し事前に貸与を辞退した場合及びその他知事が認める場合を除く。)の規定に基づき修学資金の貸与の決定を取り消された者が、当該取消し後も引き続き大学に在学しているとき。

(2) 災害、疾病その他やむを得ない理由により修学資金を返還することが困難であると認められるとき。

2 前項の規定により修学資金の返還債務の履行の猶予を受けようとする者は、長野県医学生修学資金返還債務履行猶予申請書(様式第11号)を知事に提出しなければならない。

3 知事は、前項の規定により提出された返還債務履行猶予申請書の内容が適当と認められる場合には、長野県医学生修学資金返還債務履行猶予承認通知書(様式第12号)により、その旨を本人に通知するものとする。

4 知事は、返還債務の履行を猶予することを決定した者が、第1項各号の規定に該当しなくなったときは、猶予期間内であつても当該猶予の決定を取り消すものとする。

5 知事は、前項の規定により猶予決定を取り消したときは、長野県医学生修学資金返還債務履行猶予取消通知書(様式第13号)により、その旨を本人に通知するものとする。

(延滞利息)

第18条 被貸与者は、正当な理由がなくて返還債務を履行すべき日までにこれを履行しなかつたときは、当該履行すべき日の翌日から履行の日までの日数に応じ、履行すべき額について年14.5パーセントの割合による延滞利息を支払わなければならない。

(届出)

第19条 被貸与者は、休学、停学、留年又は退学したときは、直ちに、休学(停学、留年、退学)届(様式第14号)によりその旨を知事に届け出なければならない。

2 被貸与者は、復学したとき又は留年した後に進級したときは、復学した日又は進級した日から1月以内に、復学(進級)届(様式第15号)によりその旨を知事に届け出なければならない。

3 被貸与者は、修学資金の返還前に本人又は連帯保証人の氏名、住所、職業その他重要と認められる事項に異動があつたときは、直ちに、異動届(様式第16号)によりその旨を知事に届け出なければならない。

4 被貸与者は、連帯保証人が死亡し、若しくはその他の理由により資格を失い、又は知

事が不相当と認めてその変更を求めたときは、直ちに別に連帯保証人を定め、連署のうえ、その旨を知事に届け出なければならない。

5 被貸与者が死亡したときは、連帯保証人は、直ちに死亡を証明する書類を添えて、その旨を知事に届け出なければならない。

6 被貸与者は、大学を卒業した後、毎年4月1日現在における就業等の状況を同年4月末日までに、就業届（様式第17号）により知事に届け出なければならない。

7 被貸与者は、医師法第4条の各号に該当し、又は該当するおそれが生じた場合は、その旨を知事に届け出なければならない。

（補則）

第20条 この規程に定めるもののほか、修学資金の貸与に関し必要な事項は、別に定める。

（様式は省略）

附則（平成18年3月30日告示第149号）

この告示による改正後の長野県医学生修学資金貸与規程の規定は、平成18年4月1日以後に長野県医学生修学資金の貸与の決定があった者について適用し、同日前にへき地医療確保修学資金の貸与決定があった者については、なお従前の例による。

附則（平成19年3月30日告示第215号）

この告示による改正後の長野県医学生修学資金貸与規程の規定は、平成19年4月1日以後に長野県医学生修学資金の貸与の決定があった者について適用し、同日前にへき地医療確保修学資金又は医学生修学資金の貸与決定があった者については、なお従前の例による。

附則（平成20年3月31日告示第353号）

この告示による改正後の長野県医学生修学資金貸与規程（以下「新規程」という。）の規定は、平成20年4月1日以後に長野県医学生修学資金の貸与の決定があった者について適用し、同日前にへき地医療確保修学資金又は医学生修学資金の貸与決定があった者については、なお従前の例による。

ただし、平成18年4月1日から平成20年3月31日までに医学生修学資金の貸与の決定があった者が、平成20年9月30日までに新規程の規定の適用を申し出た場合は、この告示による改正前の長野県医学生修学資金貸与規程の規定によりなされた決定その他の行為は、新規程の相当規定に基づいてそれぞれなされたものとみなす。

附 則（平成22年3月31日告示第263号）

（施行期日）

1 この告示は、平成22年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の日前に長野県医学生修学資金の貸与の決定があった者に係るこの告

示による改正後の長野県医学生修学資金貸与規程第 14 条第 1 項第 1 号及び第 3 項の規定の適用については、同規程第 14 条第 1 項第 1 号中「へき地医療機関等」とあるのは「へき地医療機関等又は長野県立病院条例を廃止する条例（平成 21 年長野県条例第 53 号）による廃止前の長野県立病院条例（昭和 41 年長野県条例第 57 号）に基づく県立病院でへき地医療機関等として指定されていたもの（第 3 項において「旧県立病院」という。）」と、同条第 3 項中「へき地医療機関等」とあるのは「へき地医療機関等又は旧県立病院」とする。

附 則（平成 24 年 3 月 30 日告示第 305 号）

この告示は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。ただし、様式第 1 号の改正規定は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年 3 月 21 日付け 24 医確第 112 号健康福祉部長通知）

（施行期日）

1 この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この改正後の長野県医学生修学資金貸与規程第 17 条第 1 項第 1 号の規定は、この改正後の規程の施行日以後に長野県医学生修学資金の貸与の決定があった者について適用し、同日前に当該修学資金の貸与の決定があった者については、なお従前の例による。

附 則（平成 26 年 3 月 10 日付け 25 医確第 121 号健康福祉部長通知）

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 3 月 12 日付け 26 医確第 125 号健康福祉部長通知）

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 3 月 23 日付け 27 医確第 116 号健康福祉部長通知）

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 3 月 31 日付け元医確第 110 号健康福祉部長通知）

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。